

仕 様 書

1 件 名

西棟エレベーター（2基）リニューアル工事

2 履行場所

東京都八王子市南大沢4 - 5

一般財団法人救急振興財団 救急救命東京研修所

3 契約期間

契約日から令和9年3月31日（水）まで

なお、工事の完了は令和9年2月28日（日）までとする。

また、工事に係る作業については、研修所生への影響が少なくなるよう、2基を同時に工事しないこと。

4 工事概要

（1）新規工事

ア 制御盤内基盤にかかる制御装置の追加

イ 戸開保護装置の追加

ウ A14耐震工事

エ 位置表示器（1階・幕板）の設置

オ 乗場ボタンプレート（2階～7階・一般用、車いす用、位置表示機一体型）の設置

（2）再利用工事

ア 三方枠

イ 乗場戸・幕板

ウ 埋込ボックス

（3）外観の点検及び試運転

なお、工事の対象設備は別表1のとおりとする

5 作業条件

（1）契約締結後、現場責任者及び資格作業員（製造メーカー作業員もしくは製造メーカーの指定工事店）を選定し、作業体制表を作成して研修所担当者に提出すること。

（2）着工前に現場調査を行った上工程表を作成し、研修所担当者に提出すること。

その際、停電・断水又は空調の停止を要する工事を行う必要がある場合は、研修所担当者との協議の上日程を決定すること。施工場所の状況を事前に確認しておくこと。

（3）工事前に工事案内を作成し周知すること。

（4）工事着手前の状況、工事途中の隠蔽部、完成時の会館（全体・部分）等の写真撮影を行い、記録を残しておくこと。

（5）作業時間は原則8：30～17：00とし、時間延長については別途協議すること。

- (6) 非営業日の作業はあらかじめ作業計画において研修所の手承を得た日とし、急遽非営業日の作業の必要が生じた場合は別途協議すること。
- (7) 作業において停電の必要がある場合は、あらかじめ研修所の手承を得ることとし、停電時間は必要最低限とすること。
- (8) 工事現場においては規制適合車を使用すること。
- (9) 作業で使用する車両や物資等を一時的に研修所の敷地内に存置する場合は、あらかじめ研修所担当者の手承を得ることとし、担当者の指定する場所に存置するとともに、事故防止のために適切な養生を行うこと。
- (10) 資機材の搬出入経路は機械室・電気室扉、西棟正面玄関及び各通用口とする。
- (11) 作業の際に研修所の建物・機械その他在来部分、施工済み部分等で、汚損又は損傷の恐れのある箇所については、適正な養生を行うこと。
- (12) 本工事において発生した廃棄物は、受注者の責により適切に処分すること。廃棄物の処理に当たっては、関係法令の規定に基づき、マニフェスト等所定の書類を提出すること。
- (13) 作業中は安全に万全を期すこと。万が一、請負者側の不注意により発生した物損及び人身事故等は、全て受注者側の責任とする。また、事故発生の場合は速やかに研修所担当者に報告するとともに、適正な措置を講ずること。
- (14) 作業に必要な電気及び水道は、施設内指定場所の設備を使用することとし、費用は研修所が負担する。
- (15) 受注者が下請け契約を締結する場合は、事前に発注者に報告するとともに、施工体制台帳を作成し、写しを発注者に提出すること。
- (16) 工事の履行に当たって、大気汚染防止法に定める届け出対象特定工事に該当する場合は、受注者が石綿含有建材の有無について報告書を作成し、結果を報告すること。なお、石綿含有建材を確認した場合は別途協議すること。
- (17) その他特記がない事項は、東京都建築工事標準仕様書、東京と電気設備工事標準仕様書（いずれも最新版）を基準にすること。

6 完成検査及び報告

- (1) 工事完了後、外観点検及び試運転を行い、研修所担当者の検査を受けること。
- (2) 工事完了届、工事記録（写真を含む）の各種書類を二部作成し、提出すること。

7 契約不適合責任

受注者は、本工事で交換した部品について、工事施工後1年以内に故障等が発生した場合は、研修所担当者の指示により、無償にて不良箇所の修理を行うこと。

8 その他

本仕様書に定めのない事項又は本工事の遂行上疑義が生じた場合は、研修所担当者との協議の上決定するものとする。

9 支払条件

工事完了の検査完了後、履行確認を行った上で支払う。